

平成 28 年 1 月 28 日 開会

平成 27 年度 第 12 回紫波町教育委員会定例会会議録

紫波町教育委員会

平成 27 年度 第 12 回紫波町教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成 28 年 1 月 28 日 午後 4 時から午後 4 時 45 分

1 場 所 紫波町役場 会議室 304

1 出席委員	委員長	高橋 榮幸 君
	職務代理者	森田 英仁 君
	委員	松川 久美 君
	委員	滝澤 真千子 君
	教育長	佐美 淳 君
1 説明員	教育部長	森川 一成 君
	生涯学習課長	石川 和広 君
	国体推進課長	八重嶋 靖 君
	学校給食センター所長	俵 正行 君
	学習推進室長	谷地 和也 君
	学務室長	葛 博之 君

付議事件

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 報告第 1 号

「平成 27 年度学校給食費の収納状況について」

日程第 3 議案第 1 号

「紫波町立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則について」

日程第 4 議案第 2 号

「教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令について」

議事の概要

(開会 午後 4 時)

○ 高橋委員長

これより会議を開きます。

本日の出席者は 5 名でございますので、会議は成立いたしました。

本日の会議日程は、あらかじめ皆様方に配付されているとおりでございます。

それでは、ただ今から平成 27 年度第 12 回紫波町教育委員会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ちまして、教育長から報告をお願いいたします。

○ 佐美教育長

(平成 27 年度第 11 回教育委員会定例会から本日までの教育委員会関係行事について報告)

- 高橋委員長
日程第1、「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
今定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員長
異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。
- 高橋委員長
次に、日程第2、報告第1号「平成27年度学校給食費の収納状況について」を議題といたします。
提案者の報告を求めます。
- 佐美教育長
平成27年度学校給食費の収納状況について、別紙のとおり報告いたします。
詳細につきましては、学校給食センター所長より説明いたします。
- 俵学校給食センター所長
報告第1号、平成27年度学校給食費の収納状況についてご説明いたします。
資料をご覧ください。
調定額でございますが、平成27年度につきましては12月末現在の数字としまして小学校、中学校分、給食センター分、試食分、さらに過年度分をあわせまして、調定額の合計が159,021,785円となっております。これに対しまして、収入済額は、127,988,913円となっております。収納率に換算いたしますと80.49%となっております。この収納率ですが、まだ1月と2月分が残っておりますので、それが収納されれば156,000,000円位の収納見込み額となりまして、収納率は98.1%までになるだろうと思っております。
次のページをご覧ください。
月別の収納額を示しております。収納見込額計が156,000,000円になりまして未納見込額が3,021,785円となります。平成26年度の未納額が3,352,918円でしたので、約50万円の圧縮となりますし、さらに3月以降5月まで収納してまいりたいと考えておりますので、さらに上積みを図ってまいりたいと思っております。
資料の3から4につきましては、口座振替の状況になります。割合としましては、納付書収納が全体の23.76%、口座振替が76.24%となっております。
以上でございます。
- 高橋委員長
ただ今、報告第1号について説明がありましたが、このことについて何かご質問、ご意見はございませんか。
- 俵学校給食センター所長
追加説明をいたします。
月別収納額の小学校の5月分のところですが、1年分を全納してくださる保護者の方がございまして、2,567万円ほどと大きな数字となっております。月の平均額としましては、一期当たり小学校で880万円、中学校で510万円位の納付となっております。

- 高橋委員長
何かご質問はございませんか。
- 森田職務代理
未納額についてですが、督促をなさっていると思いますが、最大何年間くらいされていますか。
- 俵給食センター所長
民法によりまして、2年で効力が消滅してしまいますけれども、継続して督促しておりますので、古い物ですと20年位前の物もあります。なかには、50万位未納の方もおります。傾向としましては固定化する方向にあり、同じ保護者が滞納するケースが多くあります。新規の滞納者が発生した場合については、出来るだけ早めに納めていただくよう働きかけをしておりますし、口座残高不足による未納の場合は学校を通じて、再振替通知を出して対応しております。さらに、長期休業前には、納付状況を学校ごとにお知らせしております。
- 森田職務代理
20年とは、随分古いと思います。
- 俵給食センター所長
お子さんはとくに卒業されておりますが、未納分が残っている方がおります。給食センターの職員が訪問して収納の働きかけを行っておりますが、難しいです。
- 森田職務代理
現在在学されている児童生徒の保護者の方の未納の方が、金額的には多いということでしょうか。
- 俵給食センター所長
金額的に平成26年度の未納額350万円のうち、在学中の児童生徒にかかる現年度分が140万円ほどで、卒業した方を含む未納繰越分が210万円ほどとなっております。未納繰越分のうち長期滞納者分で100万円を超えております。今年度は未納額がさらに減るように、努めてまいります。
- 佐美教育長
議会でも税金を含めての未納金について話題になっておりまして、まとめて債務を取り立てるようなシステムを考えているようです。
- 森川教育部長
それは、再来年を目途に考えていきたいとしております。
- 森田職務代理
子どもが卒業して社会人になったとしても、督促は本人ではなく親にするわけですか。
- 佐美教育長
はい、あくまでも保護者になります。
- 松川委員
未納者の理由などは、確認していますか。
- 俵給食センター所長
個別に訪問あるいは電話をしておりますが、具体的に詳しい状況については聞き取りしておりません。総じて生活が苦しいので、という答えが多いです。
- 佐美教育長
生活困窮者に関しては、公的に負担しております。その方々は、きちんと納付していると認識しております。

- 松川委員
給食費の明細書と一緒に、公的支援のチラシも見たことがありますので、必要であれば申請すると思います。
- 俵給食センター所長
就学援助の対象の方については 100%収納していただいておりますが、逆に、生活保護を受給されている方のなかには、お支払いいただけない方がおります。生活保護の中には、学校に係る学費などを全部算定しているのにも関わらず、別な物に使ってしまっているがゆえに、払えないという方もいらっしゃいます。
- 松川委員
矢巾町だと個別訪問で集めていると聞いておりますが、やはり P T A に呼びかけてもらうとか、理解を深めてもらうように一声かけた方がいいと思います。
- 俵給食センター所長
すでに学校を通じて働きかけは行っておりますが、デリケートな問題ですので深く踏み込んでいません。
- 佐美教育長
様々なリスクもありますので、通常の納付あるいは口座振替という今のやり方で行けばいいと思っております。
- 高橋委員長
納付の自覚を持っていただくことが、大事だと思います。
(意見の有無を催促)
(「なし」の声あり。)
- 高橋委員長
質疑を打ち切ります。
報告第 1 号につきましては、以上のとおりでございます。
- 高橋委員長
次に、日程第 3、議案第 1 号「紫波町立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
議案第 1 号、「紫波町立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則」についてであります。
小中学校の事務長の職の設置等に伴い、職及び職務の規定を整理するとともに、併せて所要の整備をしようとするものであります。詳細につきましては、教育部長より説明いたします。
- 森川教育部長
議案第 1 号、「紫波町立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則」について補足説明をさせていただきます。
第 17 条の 2 第 1 項と第 2 項では職の設置が義務付けられている校長、教諭、養護教諭について、所要の整備を行うものでございます。現行では第 3 項～第 6 項に規定してございますが、これを改定後の第 3 項として、学校教育法に定めているとおりとするものでございます。
第 17 条の 3 第 1 項では、岩手県教育委員会で新たに指導養護教諭が設置されましたので、それを規定し、第 2 項では職務内容を規定してございます。
第 24 条の 2 第 1 項と第 2 項では学校事務職員についてでございます。学校に

新たに主幹を置くことになりましたので、その職と職務について規定してごさいます。

第24条の3事務長につきましては、現行でも規定しておりましたので所要の整備をしたものでごさいます。

第25条の1では、主任事務主査を主任主査に、第25条の2では事務主査を主査に、第25条の3では事務主任を主任にそれぞれ改正してごさいます。

第27条の職員については、学校栄養職員その他の職員として、わかりやすく所要の整備をしたものでごさいます。

以上でごさいます。

○ 佐美教育長

少子化により、学校数が減少することで管理職の枠も狭められております。そこで、中間的な指導する立場の教諭が必要であろうということで、新しく主幹教諭、指導教諭、指導養護教諭が設けられました。それにより、学校内の活性化や勤労意欲の高まりが期待されております。今回このような措置に伴い、所要の整備をしたものでごさいます。

○ 高橋委員長

これより質疑に入ります。

(質疑の有無を催促)

質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

議案第1号、「紫波町立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 高橋委員長

ご異議なしと認めます。

よって議案第1号は、原案のとおり決定されました。

○ 高橋委員長

次に、日程第4、議案第2号「教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 佐美教育長

議案第2号、「教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令」についてであります。

小中学校の事務長の職の設置等に伴い、県費負担教職員に係る各種手当等の認定事務を共同実施組織の長に委任するため、規定の整備を行おうとするものであります。詳細につきましては、教育部長より説明いたします。

○ 森川教育部長

議案第2号、「教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令」について補足説明をさせていただきます。

各学校の事務職員が集まって、県費負担教職員の各種の手当等を共同で作業しております。そこで、教育長の権限に属する事務を、今までは学校長に委任し、共同実施を総括している方が専決で処理しておりました。それを今回、教育長から直接共同実施の総括の方に、事務を委任するものでごさいます。

○ 高橋委員長

- これより質疑に入ります。
- 佐美教育長
事務長は、管理職になりますか。
 - 森川教育部長
はい、なります。事務長は共同実施の総括をしていただきます。
 - 高橋委員長
例えば、事務長が大きな学校に配属になるとは限らないわけですか。
 - 佐美教育長
はい、そうなります。今は古館小学校の主任事務主査が、共同実施の総括をしていただいております。
 - 松川委員
その配属に関しては、県が行うのですか。
 - 森川教育部長
あくまでも人事異動に関わる事ですので、県で配置します。
 - 森田職務代理
これは、仕組みが変わったという認識でよろしいですか。
 - 森川教育部長
はい、内容については変わらないです。
 - 佐美教育長
手当は複雑ですので、共同でチェックしております。
 - 高橋委員長
その他、ございませんか。
(質疑の有無を催促)
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第2号、「教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令」については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
 - 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第2号は、原案のとおり決定されました。
 - 高橋委員長
以上をもって付議事件の審議は、終了いたしました。
続いて、その他に入ります。
事務局から説明願います。
(事務局からの事務連絡等)
 - 事務局からの事務連絡(葛学務室長)
 - ・教育委員会2月定例会開催日の調整
調整結果：2月24日(水) 午後2時30分から
会議室201
 - ・第3回総合教育会議の調整
調整結果：2月24日(水) 午後4時から
会議室201
 - 高橋委員長

他に何かございませんか。

(「なし」の声あり。)

○ 高橋委員長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで平成 27 年度第 12 回
紫波町教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉 会)

(閉会 午後 4 時 45 分)